

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット 御中

平成22年 8月 4日

大阪府中央区南船場3-3-26

大阪ジュエリービル510号

日中協力法律事務所

弁護士 平 井 慶 一



TEL 06-6243-6604 FAX 06-6243-6605

貴法人のJFRカード株式会社に対する平成22年（以下平成22年は省略します）7月27日付申入書に対し、当職は、JFRカード株式会社の代理人として、次のとおりご回答いたします。

第1 申入れの趣旨に対する回答

貴法人の「改定後の手数料率を既に適用されている会員より、④の返済方法をとることを要望された場合には、既に適用された改定後の手数料率についても改定前の手数料率を前提に取引を精算することを求める」との申入れには応じます。

第2 申入れの理由に対する回答

当社において、5月15日時点でショッピングのリボルビング払いの利用残高のある会員のうち、4月16日以降にリボルビング払いを利用したことの無い会員から、④の返済方法をとることを求められた場合（④の方法は、リボルビング利用残高が消滅するまで利率9.6%での返済を継続する方法ですので、貴法人の申入れのとおり、既に適用された改定後の手数料率についても改定前の手数料率を前提に取引を精算することになります）、これに応じることは、当社の5月7日付、及び6月23日付回答書でも回答していたとおりであり、当社はすでに、前記の会員から④の返済方法をとることを求められた場合は貴法人の申入れのとおり精算を実施しています。

当社は、今後も引き続き会員の皆様には誠意をもって対応していく所存です。